

別記様式第48号（第103条関係）

営 業 の 方 法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊 興 の 内 容
	時 間 帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容